



岡本特許 ニュース

岡本特許事務所
〒541-0041 大阪市中央区北浜3-2-1
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http://www.okamoto-pat.jp/

2017 OCTOBER / 198号

★ 商標の顕著性(3) ★

顕著性とは、自他商品識別力ともいい、自分の商品・サービスと他人のそれを識別する機能をいいます。これを有しない商標は、特定人に独占させずに多数人に開放しておく必要があるため、登録されません。最近の審決により、商標の顕著性が争われた事件を幾つか見てみましょう。顕著性「有」は登録された商標、「無」は登録されなかった商標です。

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
不服 2016-18419		29 青森県で産出される和牛の乳製品、他 31 青森県で生産される和牛、他	無	ありふれた円輪郭内に青森県線図及び文字部分を表示してなるにすぎない本願商標は、これに接する者に、「青森県の和牛」の意味合いを認識させるにとどまり、それ以上の意味合いを想起、認識させることはない。
異議 2017-900100	水素バリアキャップ (標準文字)	20 プラスチックフィルムにアルミフィルムを積層した高気密性のシートからなる包装用容器のための高気密性口栓、他	有	「水素バリアキャップ」の文字から直ちに特定の意味合いが想起されるとはいえず、本件商標は、特定の意味合いを有しない一連の造語を表したものと理解される。
不服 2016-10829	e-文書保存ソリューション (標準文字)	9 電子計算機用プログラム、他 42 電子計算機用プログラムの提供、他	無	「e-文書保存ソリューション」からなる本願商標全体として「電子化された文書(電子文書)を保存する際に生じる問題を解決するための商品あるいは役務」程度の意味合いを表すと認識、理解するというのが相当である。
不服 2016-6416		9 インターネット…を介した電子メディア…のアップロード・投稿・表示…を可能にするソフトウェア、他 35, 38, 41, 42, 45	有	本願商標は、商品又は役務の出所表示機能を有しないとはいい難いものであって、これをその指定商品又は指定役務に使用しても、自他商品・役務の識別標識としての機能を十分に果たし得るものといえる。
異議 2017-900003	経口保水液 (標準文字)	5 食餌療法用飲料、他 32 清涼飲料、他	有	「経口保水液」の文字は、主に熱中症対策としての飲み物に関して使用される場合があるものの、その使用は、具体的な商品を指すものではなく、また、「経口補水液」の誤記であるときも少なからずあるとみるのが相当である。
不服 2016-15226	洗えるスーツケース (標準文字)	18 内貼り布を取り外すことができるスーツケース	無	本願商標は、全体として「洗うことができるスーツケース」程度の意味合いを容易に認識させる。内装が水洗い又は洗濯できる商品「スーツケース」等が、実際に製造、販売されていることも認められる。

(裏面に続く)

審判番号	商標	類と商品・役務	顕著性	特許庁の判断
異議 2017-900015	ネイルウェア (標準文字)	3 つけづめ、つめ用化粧品	有	「ネイルウェア」の片仮名からなる本件商標は、申立人主張の「つめに関連する商品」なる意味合いが直ちに想起され、認識されるとはいえない。
不服 2016-12891	エムエムアール-II	5 麻しん・おたふくかぜ・風しん予防用のワクチン、その他の薬剤	無	「エムエムアール」の文字は、単にMMRワクチンの略語である「MMR」の表音を片仮名表記したもの、すなわち商品の品質を普通に用いられる方法で表示するにすぎないものと認められ、自他商品の識別標識としての機能を有するものということとはできない。
不服 2016-1244	発育 (標準文字)	31 ペットフード、他	無	これに接する取引者、需要者は、ペットや家畜等の発育のために必要な栄養を配合した商品であるという、商品の特徴や効果を説明するための語であると理解、認識するにすぎないものである。
不服 2016-18929	深層指圧 (標準文字)	10 低周波治療器、家庭用電気マッサージ器、他	有	「深層筋(インナーマッスル)用の指圧器」の如き意味合いを直ちに認識させるとはいいいしく、また、該文字が本願指定商品の品質を直接的かつ具体的に表示したものと認識させるとはいいいしく。
不服 2016-11965	1 ポンドステーキ (標準文字)	29 カナダ産牛リブロース	無	需要者は、本願商標から「1ポンドのステーキ用肉」とであると容易に理解し、認識するととどまるとみるのが相当である。
不服 2016-18391	未体験 (標準文字)	5 薬剤、等	有	その商品がどのような特徴や効果があるかなど、具体的に表示したものとはいいいしく、本願の指定商品の広告、宣伝等における商品の特征等や説明を表す語句であると、取引者、需要者に理解させるとはいえないものである。
不服 2015-18901	LP-133	5 ラクトバチルス・プラントラムを主原料とする栄養補助食品、他	無	「LP」の欧文字は、乳酸菌を取り扱う業界においては、植物性乳酸菌の一種である「ラクトバチルス・プラントラム」(Lactobacillus plantarum)の略語として使用されている事実が認められる。